



規則」という。(第二十二号様式及び第二十二号の三様式による証明書は、当該証明書の有効期限までの間は、改正後の福島県税条例施行規則(以下「新規則」という。)第二十二号様式及び第二十二号の三様式による証明書とみなす。

3 この規則の施行の際現に提出されている旧規則第九十号様式及び第九十一号様式による申請書は、新規則第九十号様式及び第九十一号様式による申請書とみなす。(税 務 課)

福島県規則第七十九号

福島県農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第二十条第三項の証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

福島県農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第二十条第三項の証明書の様式を定める規則(平成十三年福島県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。題名及び本則中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改める。

別記様式中「第20条第1項及び第2項」を「第20条第3項」に改め、同様式備考中「第20条」を「第20条第3項から第5項まで及び第27条(第1号から第3号までを除く。)」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第二十条第三項の証明書の様式を定める規則別記様式による身分証明書は、改正後の福島県農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第二十条第四項の証明書の様式を定める規則別記様式による身分証明書とみなす。(農産物安全課)

訓 令

福島県訓令第二十号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月一日

本 庁 機 関  
出 先 機 関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の7の表生産流通総室の部農産物安全課の項(2)中「及び」を「X」に改め、同項(4)中「第21条第2項」を「第21条の2第2項」に改め、同項(4)を同項(7)とし、同項(7)の前に次のように加える。

福島県知事 佐藤 雄 平

(6) 第21条の2第1項の規定による申出の受付

別表第二の7の表生産流通総室の部農産物安全課の項(3)中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改め、同項(3)を同項(5)とし、同項(2)の次に次のように加える。

(3) 第19条の14第4項の規定による措置命令	○
(4) 第19条の14の2の規定による公表	○

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

福島県告示第五百四十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年九月一日から平成二十二年一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
福島サテイ 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間  
(変更前) 午前九時

(変更後) 午前八時(平成二十一年八月十一日から同月十三日までの間に限る。)

2 来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後十一時三十分まで(隔地駐車場(一)及び(二)については、午前八時三十分から午後十時まで)

(変更後) 午前八時〇〇分から午後十一時三十分まで(隔地駐車場(一)及び(二)については、午前八時三十分から午後十時まで)(平成二十一年八月十一日から同月十三日までの間に限る。)

三 変更しようとする年月日

- 四 平成二十一年八月十一日  
届出年月日
- 平成二十一年八月十日  
届出をした者
- 株式会社 マイカル

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百四十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見群数	発見の場所 又は区域	発見年月日	摘要
腐蛆病	みつば	患畜	五群	郡山市	平成二十一年 八月二日	自衛殺

(畜産課)

福島県告示第五百四十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人松野豊喜ほか一名からの平成二十一年七月三十一日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄平

(水産課)

福島県告示第五百四十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十一年度において許可すべき同一の単位とされる保安林等の皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄平

(ヘクター)

平成二十一年度皆伐面積の残存許容限度(単位)

残存許容限度

宇多川水源かん養保安林

八四・九八

- 宇多川土砂流出防備保安林 三九・七八
- 宇多川干害防備保安林 〇・四八
- 新田川水源かん養保安林 二八五・五七
- 新田川土砂流出防備保安林 一〇七・六九
- 新田川干害防備保安林 五・〇〇
- 請戸川水源かん養保安林 二七一・四七
- 請戸川土砂流出防備保安林 一二三・一五
- 請戸川土砂崩壊防備保安林 〇・〇四
- 請戸川干害防備保安林 四・二二
- 木戸川水源かん養保安林 三九六・五六
- 木戸川土砂流出防備保安林 九六・三二
- 木戸川防風保安林 一・七六
- 夏井川下流水源かん養保安林 四七四・九七
- 夏井川下流土砂流出防備保安林 一二九・七八
- 夏井川下流干害防備保安林 八・五四
- 鮫川下流水源かん養保安林 三〇一・〇一
- 鮫川下流土砂流出防備保安林 二九・五〇
- 福島北東地区水源かん養保安林 三九九・三六
- 福島北東地区土砂流出防備保安林 一五二・一三
- 福島北東地区干害防備保安林 〇・九二
- 福島南西地区水源かん養保安林 一八一・五〇
- 福島南西地区土砂流出防備保安林 三八・六二
- 郡山地区水源かん養保安林 五八九・二八
- 郡山地区土砂流出防備保安林 二五・四七
- 郡山地区干害防備保安林 五・九二
- 郡山地区水害防備保安林 〇・一二
- 夏井川上流水源かん養保安林 二九・三〇
- 夏井川上流土砂流出防備保安林 七・三二
- 夏井川上流干害防備保安林 二・九四
- 阿武隈川上流水源かん養保安林 三五三・五六
- 阿武隈川上流土砂流出防備保安林 三五・九四
- 石川地区水源かん養保安林 〇・七二
- 石川地区土砂流出防備保安林 一・二四
- 石川地区干害防備保安林 一・五七
- 鮫川上流水源かん養保安林 一〇・〇二
- 鮫川上流土砂流出防備保安林 一五・七〇
- 鮫川上流干害防備保安林 三・二〇
- 久慈川水源かん養保安林 一五六・一〇
- 久慈川土砂流出防備保安林 九六・九七

- 久慈川干害防備保安林 〇・四四
- 猪苗代地区水源かん養保安林 三五三・四四
- 猪苗代地区土砂流出防備保安林 八二・九二
- 松原地区水源かん養保安林 二五二・一六
- 松原地区土砂流出防備保安林 〇・五四
- 濁川水源かん養保安林 五三八・五三
- 濁川土砂流出防備保安林 四三・七四
- 濁川干害防備保安林 〇・六二
- 阿賀川下流水源かん養保安林 二三四・〇〇
- 阿賀川下流土砂流出防備保安林 九六・四〇
- 阿賀川下流干害防備保安林 五・九〇
- 阿賀川中流水源かん養保安林 六九三・六九
- 阿賀川中流土砂流出防備保安林 一〇九・七五
- 阿賀川中流防風保安林 〇・〇四
- 阿賀川中流干害防備保安林 一・一六
- 只見川下流水源かん養保安林 七五一・三六
- 只見川下流土砂流出防備保安林 一三〇・六四
- 只見川下流干害防備保安林 一・一八
- 阿賀川上流水源かん養保安林 一、〇七七・四〇
- 阿賀川上流土砂流出防備保安林 四九八・四五
- 只見川上流水源かん養保安林 一、六六九・二二
- 只見川上流土砂流出防備保安林 二四八・七一
- 只見川上流干害防備保安林 五・七六
- 浜通り地区保健保安林 二九・四二
- 中通り地区保健保安林 一・七〇
- 会津地区保健保安林 九八・八八

(治山対策課)

福島県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前	変更後
福島市渡利字川岸町三		A 一一・〇〇	一一二〇・三
変更前	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

渡利線

六番地先から 同 市渡利字八幡町六 〇番一地先まで	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	A 一一・〇〇	三五・〇〇	一一二〇・三
	B 二八・〇〇	八二・〇〇	一一二一・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前	変更後
県道北山 会津若松 線	喜多方市塩川町中屋沢 字並柳六六九番地先か ら 同 市塩川町金橋字 千刈二二三一番一地先 まで	変更前 A 四・五 B 二九・五	変更後 A 四・五 B 二九・五
		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		B 一一・四	八四二・〇
		B 二九・五	八四二・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前	変更後
		A 一一・〇〇	一一二〇・三
		B 二九・五	八四二・〇
		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

福島県告示第五百四十八号

路線名 県道郡山 大越線	区 間 田村市船引町大字芦沢 字下山田二〇九番地先 から 同 市船引町大字芦沢 字菅又一〇二番地先ま で	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更後	A 五・六 B 一五・〇 一五・〇 七五・五	一、〇六〇・二 一、一六六・四

(道路計画課)

福島県告示第五百四十七号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につ  
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画  
 課及び福島県県中建設事務所平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名 県道増見 小田倉線	区 間 西白河郡西郷村大字小 田倉字原中一四六番地 先から 同 郡同 村大字小 田倉字大清水二二番地 先まで	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更後	一五・〇 四二・〇	一四二・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百五十号

路線名 県道喜多 方西会津 線	区 間 喜多方市慶徳町豊岡字 今町四九八番二地先か ら 同 市慶徳町豊岡字 今町三五九番一地先ま で	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更後	A 一一・〇 B 三三・五	三四一・六

(道路計画課)

福島県告示第五百四十九号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につ  
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画  
 課及び福島県喜多方建設事務所平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名 県道喜多 方西会津 線	区 間 喜多方市慶徳町豊岡字 千五百筋八五一番二地 先から 同 市慶徳町豊岡字 今町四九八番二地先ま で	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更後	A 一三・六 B 八・〇 二二・六	一三四・四

(道路計画課)

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につ  
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画  
 課及び福島県喜多方建設事務所平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄平

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道増見 小田倉線	西白河郡西郷村大字熊倉字火打山一〇一番地 先から 同 郡同 村大字熊倉字関根五〇番地先まで	変更前 変更後	一一・五 三三・〇 一一・五 二二・五	二〇〇・〇 二〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本 松三春線	本宮市和田字古山之内 五番一地从先から 同 市長屋字横峯一二 四番地先まで	変更前 変更後	五・二 二四・〇 五・二 二四・〇 二六・〇	六九五・〇 六九五・〇 六八七・八

(道路計画課)

福島県告示第五百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道岡部渡利線	福島市渡利字川岸町三六番地先から 同 市渡利字八幡町六〇番一地从先まで	平成二十二年九月一日

(道路計画課)

福島県告示第五百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道郡山大越線	田村市船引町大字芦沢字上山田一三三番一 地先から 同 市船引町大字芦沢字菅又一〇二番地先 まで	平成二十二年九月一日

(道路計画課)

福島県告示第五百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道喜多方西会津	喜多方市慶徳町豊岡字木曾原七二九番七地	平成二十二年九月一日

線

先から  
同 市慶徳町豊岡字今町四九八番一地先  
まで

一日

(道路計画課)

福島県告示第五百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道喜多方西会津線	喜多方市慶徳町豊岡字今町四九八番一地先から 市慶徳町豊岡字今町三五九番一地先まで	平成二十二年九月一日

(道路計画課)

公 告

公告第四百七十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年八月二十一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人市民メディア・イコール
- 三 代表者の氏名  
遠藤 恵子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市横塚五丁目十一番七号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、すべての人に対して男女共同参画社会の形成を促進する事業を行うことにより、個人の責任に基づき自発的な活動を推進し、誰もが差別されない社会づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百七十六号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六条第二項の規定により、平成二十一年度技能検定試験(後期実施)を次のとおり実施する。  
平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 実施職種

1 特級

鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金めつき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服装 紳士服装製造 プラスチック成形 パン製造

2 一級及び二級

さく井(ロータリー式さく井工事作業) 金型製作(プレス金型製作作業) プラスチック成形用金型製作作業 工場板金(機械板金作業) 数値制御タレットパンチプレス板金作業 機械検査(機械検査作業) 機械保全(機械系保全作業) 電気系保全作業 設備診断作業 電気機器組立て(シーケンス制御作業) 半導体製品製造(集積回路チップ製造作業 集積回路組立て作業) プリント配線板製造(プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業) 鉄道車両製造・整備(走行装置整備作業 鉄道車両点検・調整作業) 光学機器製造(光学機器組立て作業) 内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業) 空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業) 油圧装置調整(油圧装置調整作業) 農業機械整備(農業機械整備作業) 冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工) 婦人子供服装(婦人子供既製縫製作業) 和裁(和服製作作業) 石材施工(石材加工作業) 酒造(清酒製造作業) 建築大工(大工工事作業) かわらぶき(かわらぶき作業) 配管(建築配管作業) 型枠施工(型枠工事作業) 鉄筋組立て作業 コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業) 防水施工(アスファルト防水工事作業) 合成ゴムシート防水工事作業 塩化ビニルシート防水工事作業 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ガラス施工(ガラス工事作業) 機械・プラント製図(機械製図手書き作業 機械製図CAD作業) 塗装(鋼橋塗装作業) 義肢・装具製作(義肢製作作業 装具製作作業)

3 三級

機械検査(機械検査作業) 電気機器組立て(シーケンス制御作業) 建築大工(大工工事作業) 配管(建築配管作業)

4 単一等級

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

二 実施方法

技能検定試験は、一に掲げる職種について実技試験及び学科試験により行う。

三 実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成二十一年十一月三十日（月）から平成二十二年二月二十一日（日）までの間において、福島県職業能力開発協会（四の2を除き、以下「協会」という。）が別に指定する日とする。

(二) 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

(三) 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ平成二十一年十一月二十日（金）に協会の事務所に掲示するほか、別途協会から受検者に通知する。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

平成二十二年一月三十一日（日）

特級 一級、二級、三級及び単一等級

検定職種に並び、次のとおりとする。

検 定 職 種	実 施 期 日
機械検査 電気機器組立て 内燃機関組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 鉄筋施工 ガラス施工	平成二十二年一月二十四日（日）
さく井 金型製作 工場板金 鉄道車両製造・整備 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 酒造 コンクリート圧送施工 防水施工 機械・プラント製図	同 三十一日（日） 月
機械保全 半導体製品製造 プリント配線板製造 光学機器製造 空気圧装置組立て 和裁 建築大工 かわらぶき 塗装 義肢・装具製作 樹脂接着剤注入施工	同 七日（日） 年二月

(二) 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

福島県職業能力開発協会

郵便番号九六〇—八〇四三 福島市中町八番二号

電話番号（〇二四）五二五—八六八一

3 受付期間

平成二十一年九月二十八日（月）から同年十月九日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）なお、郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、協会に配布する。なお、郵便により申請書の用紙等を請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、百四十円切手を同封して申し込むこと。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書すること。

五 手数料

1 手数料の額

(一) 実技試験

(2) 特級

一職種につき一万六千五百円とする。

(2) 一級、二級、三級（職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設の訓練生、認定職業訓練を行うための職業訓練施設の訓練生（就職している者を除く。）若しくは職業能力開発総合大学の訓練生（これらの訓練生のうち短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている訓練生を除く。）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、中等教育学校の後期課程、大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校の在校生（以下「在校生等」という。）が受検する場合を除く。）及び単一等級

が受検する場合を除く。）及び単一等級

検 定 職 種	手 数 料
和裁 機械・プラント製図	一職種につき一万二千元
機械検査 婦人子供服製造	一職種につき一

さく井 金型製作 工場板金 機械保全 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 鉄道車両製造・整備 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 酒造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 ガラス施工 塗装 義肢・装具製作	万三千七百円 一職種につき一万六千五百円
---	-------------------------

(3) 三級(在校生等が受検する場合に限る。)

検 定 職 種	手 数 料
機械検査	九千百円
電気機器組立て 建築大工 配管	一職種につき一万千円

(二) 学科試験

一 職種につき三千百円とする。

2 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、協会の定めるところにより納付すること。

六 その他

技能検定試験について不明な点は、福島県商工労働部産業振興総室産業人材育成課又は協会に問い合わせること。  
(産業人材育成課)

公告第四百七十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成二十一年八月二十日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。  
平成二十一年九月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 福島市、会津若松市、郡山市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、南会津郡南会津町、耶麻郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢

吹町、東白川郡棚倉町、同郡塙町、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、田村郡三春町及び同郡小野町

- 二 測量期間 平成二十一年八月二十五日から平成二十二年三月三十一日まで  
三 作業の種類 基本測量(基準点現況調査作業)  
(技術管理課建設産業室)

公告第478号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び「福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)

平成21年9月1日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量

ア 除雪グラレーダI (3.7m級) 1台

イ 除雪グラレーダII (3.7m級、フンゲリソングラ付) 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成21年12月25日(金)

(4) 納入場所

ア (1)のイに掲げる物品等 福島県会津若松建設事務所(福島県会津若松市追手町7番5号)

イ (1)のイに掲げる物品等 福島県山口市土木事務所(福島県南会津郡南会津町山口市上842番地)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年9月17日(木)午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な

資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563

#### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年9月9日(水) 午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 1の(1)のアに掲げる物品等 平成21年10月2日(金) 午後2時30分 福島県出納局入札用度課  
イ 1の(1)のイに掲げる物品等 平成21年10月2日(金) 午後3時00分 福島県出納局入札用度課

(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成21年10月1日(木) 午後5時30分までに必着のこと。)

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

① Snow Removing motor grader I (3.7 m class) 1

② Snow Removing motor grader II (3.7 m class, with Angling plow) 1

(2) Time - limit of tender (by hand) :

① 2 : 30 pm., 2 October 2009

② 3 : 00 pm., 2 October 2009

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 1 October 2009

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

#### 公告第479号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。  
平成21年9月1日

福島県知事 佐藤 雄平

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 除雪トラック (7 t 級) 2台

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成21年12月25日(金)

(4) 納入場所 福島県猪苗代土木事務所(福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地)及び福島県喜多方建設事務所(福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3)

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。  
3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年9月17日（木）午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

#### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年9月9日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年10月2日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月1日（木）午後5時30分までに必着のこと。）。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Snow Removing truck (7 t class) 2
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 2 October 2009
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 1 October 2009
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2 -16 Sugisumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960 -8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

### 福島県警察本部

#### 福島県警察本部公告第40号

高齢者を中心とした交通安全指導・広報啓発業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年9月1日

福島県警察本部長 久保 潤 二

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 高齢者を中心とした交通安全指導・広報啓発業務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成21年11月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 福島県内に事業者を有する者であること。
  - (4) 入札説明書に定める会計関係帳簿及び労働関係帳簿を整備している者であること。
  - (5) この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年9月15日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町 2 番16号

福島県警察本部警務部会計課 入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年 9 月 8 日 (火) 午前10時 福島県警察本部

入札室 (福島県福島市杉妻町 5 番75号)

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年 9 月30日 (水) 午後 1 時30分 (2)に掲げる場所と同じ。

(4) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第五十五条第二項又は第四項第二号 (農業委員会等に関する法律施行令 (昭和二十六年政令第七十八号) 第六条、漁業法

施行令 (昭和二十五年政令第三十号) 第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第六十条、第一百四十四条、第一百七十七条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。) に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十一年八月十七日次のとおり指定した。

平成二十一年九月一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

施設の名 称	施設の所在地
特別養護老人ホーム孝の郷	伊達市霊山町掛田字明正寺二二一
医療法人あさひ会介護老人保健施設プロヴィデンス	西白河郡矢吹町文京町二二六

福島県選挙管理委員会告示七十二号

公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第五十五条第二項又は第四項第二号 (農業委員会等に関する法律施行令 (昭和二十六年政令第七十八号) 第六条、漁業法施行令 (昭和二十五年政令第三十号) 第九十条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第一百四十四条、第一百七十七条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。) に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十一年八月二十四日次のとおり規定した。

平成二十一年九月一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

施設の名 称	施設の所在地
介護老人保健施設ほのぼの	西白河郡矢吹町井戸尻四四五一六

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第五号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法 (昭和二十四年法律第二十六十七号) 第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十一年九月一日

一 操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

福島海区漁業調整委員会  
会長 前田 幸徳

二 承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。

三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までとする。

四 制限又は条件

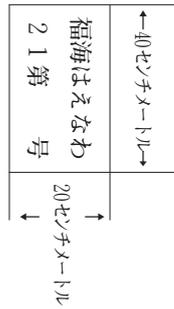
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十一年十月一日から平成二十二年九月三十日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のと

おり指示する。

平成二十一年九月一日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第四十五条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、平成二十一年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。